納税協会ニュース

平成24年８月

納税協会ホームページURL
http://www.nouzeikyokai.or.jp

8 August・2012
No.185

納税協会 発行
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062（編集部直通）
FAX 06-6135-4056（　〃　）

ワンポイント　税理士　岸田光正

貸倒引当金制度の縮減

1　貸倒引当金の繰入れ

売掛金や貸付金などの金銭債権のうち、将来、その一部につき貸倒れ等の損失が見込まれる金額に対しては、一定の繰入限度額に達するまでの金額については、税務上、貸倒引当金を繰り入れることが認められています。

貸倒引当金は個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分して、その繰入限度額を計算することとされています。

2　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、次の(1)(2)(3)の場合においてそれぞれ定められています。

(1)　更生計画認可決定など、特定の事由により長期棚上げがあった場合

繰入限度額 ＝ 対象金銭債権の額 －（特定の事由が生じた事業年度終了の日の翌日から５年を経過する日までに弁済予定の金額 ＋ 担保・保証により取立て等の見込みがあると認められる金額）

(2)　債務超過の状態が相当期間継続している場合

繰入限度額 ＝ 対象金銭債権のうち取立て等の見込みがないと認められる金額

(3)　更生手続開始の申立て、手形交換所取引停止処分等の事由による50%繰入れ

繰入限度額 ＝｛対象金銭債権の額 －（債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権と認められない金額 ＋ 担保・保証により取立て等の見込みがあると認められる金額）｝× 50%

3　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入れ

個別評価金銭債権以外の金銭債権は一括評価金銭債権とされ、その貸倒引当金の繰入限度額は、一括評価金銭債権の期末合計残高等の金額に過去の貸倒実績率や法定繰入率を乗ずることにより計算されます。

4　貸倒引当金制度の縮減

平成23年度の税制改正により、平成24年４月１日以後開始事業年度から、貸倒引当金を繰り入れることができる法人が以下の法人に限定されることとなりました。

①　中小法人等（次のイからニに該当する法人）
　イ　資本金の額が１億円以下の法人（資本金５億円以上の会社に完全支配されている会社等を除く。）、ロ　公益法人等、ハ　協同組合等、ニ　人格のない社団等
②　銀行、保険会社その他これらに準ずる法人
③　売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等（その法人が有するリース資産の対価の額に係る金銭債権に対してのみ）

なお、貸倒引当金の設定ができなくなる法人に対する経過措置として、次の各事業年度においては、改正前の規定により計算した貸倒引当金繰入限度額に、それぞれ次の割合を乗じた金額の繰入れが認められています。

①	平成24年４月１日から平成25年３月31日の間に開始する事業年度	改正前の繰入限度額の４分の３
②	平成25年４月１日から平成26年３月31日の間に開始する事業年度	改正前の繰入限度額の４分の２
③	平成26年４月１日から平成27年３月31日の間に開始する事業年度	改正前の繰入限度額の４分の１

トピックス　ひかり税理士法人

平成24年分の路線価図等を公表

―最高路線価の下落した都市は減少―　（国税庁）

７月２日、国税庁は相続税や贈与税の財産評価の算定基準となる平成24年分の路線価図等をホームページ上で公開しました。

都道府県庁所在都市における最高路線価は37都市で下落しましたが、札幌と名古屋の２都市で上昇したほか、８都市で横ばいとなっており、その半数が近畿地方となっています。

なお、東日本大震災の被災地域についても路線価等が定められていますが、原子力発電所の事故が影響する警戒区域や計画的避難区域については、相続税および贈与税の申告をする際に、その価額を「０」として差し支えないこととなっています。

中小企業景況調査（平成24年４～６月期）を公表

―中小企業の業況は一部に持ち直しの動き―　（中小企業庁・中小企業基盤整備機構）

中小企業庁および中小企業基盤整備機構は７月２日、平成24年４月～６月期の中小企業景況調査を公表しました。

企業の景況感を表す業況判断ＤＩ（景気が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を引いた値）をみると、全産業については前期の▲24.2から2.5ポイント増の▲21.7となり、マイナス幅が縮小しています。これを産業別にみると、非製造業では前期の▲26.3から4.3ポイント増の▲22.0へとマイナス幅が縮小したのに対し、製造業で前期の▲19.0から1.4ポイント減の▲20.4とマイナス幅がやや拡大した結果となっています。

なお、円高や原材料価格の高騰などの影響により、鉄鋼や非鉄金属などの基礎素材型３業種と機械器具や電子部品などの加工組立型４業種でマイナス幅が拡大しており、今後もその動向に注意する必要があるとしています。

平成23年度における不服申立て及び訴訟の概要を発表

―審査請求の件数は過去10年間で最多―　（国税庁・国税不服審判所）

国税庁および国税不服審判所はこのほど、平成23年度の不服申立てと訴訟の状況を公表しました。

異議申立ての件数は3,803件で前年度より25.5％減少し、過去10年間で最少となった一方、審査請求の件数は3,581件と前年度より16.1％増加し、こちらは過去10年間で最多となりました。

なお、処理件数のうち納税者の主張が受け入れられたものは、異議申立てで375件（認容割合8.3％）、審査請求においては404件（認容割合13.6％）となっています。

また、訴訟件数は前年度比11.7％増の391件となっており、終結した訴訟380件のうち国側が敗訴したものは51件となりました。訴訟の多くは所得税関係の事件が占めており、敗訴割合は過去10年間で３番目に高い13.4％となっています。

法人住民税など地方税の申告書様式・番号が改定

―当初申告要件の見直しや繰越欠損金の80%制限に対応―　（総務省）

地方税法施行規則の一部を改正する省令が６月18日に公布されたことにより、地方税の申告書様式などが変更となっています。

これは欠損金繰越控除制度の改正により、繰越控除前の所得の金額の80％が控除限度額となったことや、繰越控除期間が７年から９年に延長されたことによるものです。

また、当初申告要件が廃止されたことにより、外国税額控除と利子割額について法人税法における修正申告などの適用を受けることができるよう、現在の６号様式が、それぞれ７号の２様式と９号の２および９号の３様式に変更となりました。今後、地方税の申告書を作成する際には注意が必要です。